

長介第914号
令和3年2月5日

介護保険サービス事業所 管理者 様

長岡市福祉保健部介護保険課長

個人情報の適切な取扱いについて（通知）

事業所におかれましては、各種基準・通知・長岡市条例等に従い、個人情報の適切な取扱いをしていただいているところですが、このたび、市内の事業所において、個人情報の取扱いが不適切であったために、利用者の個人情報が記載された書類を紛失する事案が発生しました。

つきましては、下記のとおり個人情報の適切な取扱いの要点を参考に示しますので、各事業所内の個人情報の管理体制を改めて確認するとともに、個人情報の性格や重要性を職員に再周知し、適切な取扱いを徹底してください。

記

1 個人情報の適切な取扱いの要点

- (1) 個人情報は鍵のかかる書庫等に保管することや、個人情報を保管している事務室等への入退出管理を実施するなどし、不特定多数の者が個人情報を閲覧することができない体制を整える。
- (2) 個人情報は原則として施設・事業所から持ち出さない。
- (3) 業務上必要な場合に、個人情報を持ち出す際の手続き等（責任者の事前承認、持ち出す目的及び持ち出す情報の明確化、記録体制の整備 等）を定める。
- (4) 個人情報を持ち出す場合は、必要最小限の範囲とし、持ち出した個人情報の対象者を記録する。
- (5) 個人情報を持ち出した又は受け取った場合は、当該個人情報を車内等に放置することが無いよう常に携帯し、事業所と出張先の移動の際は、業務外の他の場所に立ち寄ることが無いようにするなど、個人情報の管理の徹底に努める。
- (6) 個人情報のデータ、取り扱うシステムに対して、アクセス管理やアクセス記録の保存、パスワード設定など、技術的安全管理措置を行う。
- (7) 個人情報データが保存されている機器、装置等を固定し、容易に持ち出せないようにする。

※上記は、個人情報の適切な取扱いに関する要点を参考に示したものであり、このとおり実践するだけでよいものではありません。事業所の実状に合わせて、個人情報を適切に管理できる体制整備を検討してください。

2 参考資料

(1) 医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス
(令和2年10月改正 個人情報保護委員会、厚生労働省)

(2) 「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」に
関するQ&A (事例集)
(令和2年10月改正 個人情報保護委員会事務局、厚生労働省)

※ (1) 及び(2)は、厚生労働省ホームページからも閲覧できます。
(<https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/seisaku/kojin/>)

担 当：長岡市福祉保健部介護保険課
介護事業推進係 今井
電 話：0258-39-2245 (直通)
E-mail：kaigo@city.nagaoka.lg.jp